

# 委任払の流れ

## 住宅改修費

1. 事前申請を行なう  
必要書類：住宅改修事前協議書（委任払用のもの）  
委任払認定申請書  
理由書  
写真（事前の状況が確認でき、日付の入っているもの）  
見積書（被保険者本人宛のもの）  
図面（被保険者の生活動線のわかるもの）
2. 住宅改修の承認通知と委任払の承認通知の2通を確認してから着工
3. 住宅改修費支給申請を行なう  
必要書類：住宅改修費支給申請書兼請求書（委任払用のもの）  
請求書（事業所から本人宛の請求で、10割の金額が確認できるもの）  
領収証（本人負担の1割の金額が明記されたもの。  
宛名は本人宛）  
写真（工事の完了が確認でき、日付の入っているもの）
4. 支給  
毎月の10日で支給申請を締め切り、翌月の10日付で支払う  
（10日が休日の場合、直前の開庁日を締切日・支払日とする）  
5日前後に、本人と事業所の双方に支給決定通知を発送する

## 福祉用具購入費

1. 委任払認定申請書を提出
2. 承認通知を確認して、サービス担当者会議を行い、福祉用具を購入
3. 福祉用具購入費支給申請を行なう  
必要書類：福祉用具購入費支給申請書兼請求書（委任払用）  
理由書  
請求書（事業所から本人宛の請求で、10割の金額が確認できるもの）  
領収証（本人負担の1割の金額が明記されたもの。  
宛名は本人宛）  
購入品のカタログの写し
4. 支給（住宅改修費と同様の取扱い）